

取扱区分：「公開」

令和4年第8回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年8月10日（水）10時00分

於：周南市役所 多目的室

# 令和4年第8回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年8月10日(水) 午前10時00分 ~ 午前10時49分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

|      |                   |      |         |
|------|-------------------|------|---------|
| 第1番  | 秋 貞 啓 子           | 第3番  | 岩 田 実   |
| 第4番  | 佐 伯 伴 章           | 第5番  | 白 石 純 治 |
| 第6番  | 高 橋 恵             | 第7番  | 田 中 榮 作 |
| 第8番  | 歳 光 時 正           | 第9番  | 野 村 邦 幸 |
| 第10番 | 林 俊 一             | 第11番 | 原 田 雅 之 |
| 第12番 | 弘 中 壽             | 第13番 | 藤 井 孝   |
| 第15番 | 松 田 孝 行           | 第16番 | 山 崎 光 夫 |
| 第17番 | 笠 井 保 雄 (会長職務代理者) |      |         |
| 第18番 | 山 下 敏 彦 (会長)      |      | (1人欠員)  |

(2) 欠席委員 2人

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 第2番 | 有 馬 俊 雅 | 第14番 | 藤 原 典 子 |
|-----|---------|------|---------|

(3) 事務局職員 3人

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 局 長  | 中 山 浩 毅 | 次 長 | 杉 岡 清 伸 |
| 次長補佐 | 時 重 智 一 |     |         |

(4) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

|        |  |     |
|--------|--|-----|
| 議案第30号 | 登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定について   | 1件  |
| 議案第31号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                | 1件  |
| 議案第32号 | 登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定解除について | 1件  |
| 議案第33号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                | 10件 |
| 議案第34号 | 農地利用最適化推進委員の委嘱について                     | 1件  |

##### 第3 報告事項

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 報告第52号 | 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について                                 | 10件 |
| 報告第53号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について                                  | 3件  |
| 報告第54号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について                                  | 5件  |
| 報告第55号 | 農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について | 20件 |
| 報告第56号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について                                | 5件  |
| 報告第57号 | 現況が農地でないことの証明等について  | 6件  |

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中16人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第2番・有馬 俊雅 委員、第14番・藤原 典子 委員の2人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時00分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第8回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第3番・岩田 実 委員、第13番・藤井 孝 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第30号「登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定について」、議案第31号「農地法第3条第1項の

規定による許可申請について」及び議案第32号「登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定解除について」の3議案は、同一の土地について、登録空き家に付随した農地に指定し、権利移動を許可し、権利を取得後には登録空き家に付随した農地の指定を解除しようとするものであることから、一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

それでは、3議案を一括して説明いたします。

1 ページの議案第30号は、周南市空き家情報バンク制度に登録された空き家の所有者が権利を有する農地を登録空き家に付随した農地に指定し、登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用するものでございます。

申請のあった登録空き家の所在及び登録空き家に付随した農地の所在、地目、地積は記載のとおりで、それぞれの位置は配付資料のとおりです。

2筆の申請地は、大字は異なりますが、位置図に示すとおり、2筆とも登録空き家に隣接しております。

また、利用権や地上権等の権利は設定されておらず、国県等の補助金の対象にもなっていません。

次に2ページの議案第31号は、指定申請のあった登録空き家に付随した農地の権利移動に関するものです。

権利移動は登録空き家と同じ所有権移転で、申請譲渡人は高齢で遠方に居住しており耕作が困難なため、譲受人に売買により譲り渡すものです。

譲受人は、耕作するため、農地を取得するもので、取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書、農地利用計画書など必要な書類も完備されております。

本申請は、登録空き家に付随する農地の指定を受けることによ

り、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、許可要件を全て満たしております。

最後に3ページの議案第32号は、登録空き家に付随した農地に指定した農地について、農地等の権利移動の許可申請及び所有者から登録空き家に付随した農地の指定解除申出書の提出があったため、登録空き家に付随した農地の指定を解除するものです。

なお、指定解除の時期は、当該農地の権利を取得しようとする者が、登録空き家の権利及び登録空き家に付随した農地の権利を取得した日となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番、歳光です。

細々とした説明については、事務局が報告したとおりでございます。

議案30号、31号について一括して報告をいたします。

7月22日に事務局と私で現地調査を行いました。

また、8月2日に申請譲渡人と譲受人と電話で状況確認をいたしました。

まず、議案第30号の登録空き家に付随した農地の指定であります。が、年2回シルバー人材センターにお願いし草刈り管理をしている農地であり、登録空き家と一体で権利移動を行うことで、その後適正に管理耕作できると認められている土地であり、転居者の就農ができる農地と考えます。

また、近隣に整備された農地がありますが、周辺の農地に支障はなく、今まで違反転用もございませんでした。

また、住宅は今後リフォームを行いながら家族3名で家庭菜園程度として利用するものです。

登録空き家に付随した農地として指定することに問題ないと思われま

次に、議案第31号についてですが、先ほども報告しましたが、7月22日事務局と私で調査を行いました。

申請譲渡人は、現在防府市に在住し、管理ができない為、譲渡人が農地、家を売りたいと思っておりましたが長年売買できず、今回空き家に付随した農地が売買しやすくなったため、また、譲受人は周南市内在住で現在41歳、農業、家庭菜園程度でございますが、行いたいと探していたところ、条件が一致したため、今回の所有権移転となりました。

農地取得後5年以上継続して耕作する旨の誓約書、農地利用計画等、必要な書類も完備されております。

また、ジャガイモ、サツマイモその他野菜を作りながら、家庭菜園ではありますが、作物を作っていきたいと言われております。

調査項目に照らし調査を行いました。問題になることはなく、よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第30号、議案第31号及び議案第32号について一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号については承認、議案第31号については許可、議案第32号については承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号は承認、議案第31号は許可、議案第32号は承認と決定いたします。

議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4ページから6ページの議案第33号は、1議案10件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積434.71平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、長年耕作ができず、耕作する者も見つからず、荒廃が進むのを止めることができないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約310メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、不整形地213.9平方メートルを除いた有効敷地面積は1,770.1平方メートルとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番、弘中です。

当案件につきましては、先般、譲受人、譲渡人双方について所有権移転の契約がなされていることを確認いたしました。

去る7月22日に現地調査を農業委員会事務局と農地利用最適化推進委員と共に現地の調査をいたしました。



当現地につきましては、太陽光発電施設設置のための転用が相次ぐ所であります。

現地調査では、当該施設の設置が、従来からの農業用の耕作道或いは水路水系等について、何ら影響を与えるものではないというふうに判断をされます。

そういったことから、許可要件を満たしていることが考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積376.49平方メートル、パネル枚数146枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、現在耕作しておらず、今後耕作する予定もないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約250メートルに位置し、所在、

地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

先ほどの1番の案件と同じ地区でございます。

この地区は、太陽光発電施設の連担的な設置場所となるような状況であります。

7月22日に現地調査を行いました。

周辺を市道が走っておりまして、かなり交通量の多い環境です。

この転用により、周辺農地に悪影響を及ぼすものではなく、許可要件を満たしていると考えております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号2番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第33号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積434.71平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、後継者もいなく、荒廃が進むのを止めることができないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約650メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、二つの不整形地と進入路の合計である465.9平方メートルを除いた有効敷地面積は1,797.1平方メートルとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

3番につきましても、1番、2番と同様の申請であります。

7月22日に現地調査をいたしました。

この申請地につきましては、段々畑になっていまして、その周辺を農道、水路が走っているということで、地域の農業、農地へ悪影響を与える状態ではありません。

議長（山下会長）

そういったこと現地の状況から判断して、許可要件を満たしていると判断されます。

以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積434.71平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、荒廃が進むのを止めることができないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野支所から北西約750メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、資料の土地利用計画図の既設私道部分は、平成13年頃から、公衆用道路として転用していたということで、反省され、今後は農地法の手続を遵守する旨の始末書が、譲渡人から提出されています。

この私道部分は、建築基準法第42条第2項の規定により、建築基準法上の道路とみなされています。

譲受人の代理人でもある行政書士に確認したところ、譲受人は今後も公衆用道路として維持管理するとのことでした。

また、不整形地、進入路、既設私道の合計である453.5平方メートルを除いた有効敷地面積は1,805.5平方メートルとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

4番につきましても、7月22日に農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員と共に現地調査をいたしました。

この農地につきましては、周囲には民家が点在しており、保全管理された状態です。

周辺の農地へ悪影響を及ぼすものではなく、許可要件を満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号5番を議題といたします。

本件について、第12番・弘中(ひろなか)壽(ひさし)委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することができません。

弘中委員におかれましては、退席をお願いいたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積434.71平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、後継者もいなくて、荒廃が進むのを止めることができないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から南東約190メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、進入路の229.2平方メートルを除いた有効敷地面積は

杉岡事務局次長

1,714.8平方メートルとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

番号5番について、当該区域を担当する農地利用最適化推進委員と事務局は、去る7月22日午前中に現地調査を実施されましたが、私は同日午後に現地調査を行うとともに申請譲渡人に直接お会いし事情聴取しました。

また、7月27日には、申請譲受人及び譲渡人の代理人に電話をし、状況を確認しました。

申請地は、2本の河川に挟まれた地形にあり、2枚の田となっていました。昨年より稲を耕作されておらず、1メートル程度の雑草が茂っていました。

西隣は既に太陽光発電施設となっており、東は河川に接し、北には法定外公共物である里道いわゆる赤線を広げた農道を挟んで農地があるものの、周辺への農業上の影響はないものと思われま

す。なお、この農道は幅員が狭く、また農道に至る橋梁も老朽化しているため利用ができず、太陽光発電設備の設置工事及び設置後の点検・草刈り等の維持管理のための進入路については、隣接する太陽光発電施設のメンテナンス用に設けられた河川沿いにある私道（宅内道路）を通行させてもらうことで所有者の了解を得ているとのことでした。

本委員会が定めた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」に沿って対応されており、立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

ただ今の議案第33号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号5番は、許可と決定いたします。

※弘中委員を呼ぶ

弘中委員、入室のうえ、ご着席ください。

(弘中委員着席)

続きまして、議案第33号、番号6番と番号7番は、譲受人が同一で、一体的に利用されることから、一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号6番及び番号7番についてご説明いたします。

番号6番について、申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積438.38平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

続きまして、番号7番について、申請借受人は、番号6番の申請地の太陽光発電設備の設置を計画している土地への進入路として201平方メートルを使用貸借により一時的に利用しようとするものです。



貸付人は、県外に住み長年耕作しておらず、支障が無いことから、借受人に貸そうとするものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約 160 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

番号 6 番及び番号 7 番の農地区分は高速自動車国道入口からおおむね 300m 以内の第 3 種農地に該当します。

また、農地転用の確実性につきましては、それぞれ事業計画書・資金計画書・被害防除計画書などの必要な書類が、番号 7 番については原状回復誓約書も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第 3 番岩田委員

第 3 番の岩田です。議案第 33 号 6 番と 7 番について補足説明します。

6 番について本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、一筆 1,018 平方メートルを申請するものです。

7 番については、6 番への太陽光発電設備の進入路として一時的な権利移動許可申請をするものです。

地目は田で三筆、その内 201 平方メートルを進入路として一時的に転用許可申請するものです。

7 月 21 日に事務局の方と現地確認をしました。現状は耕作されてなく背丈以上の雑草が生えていました。

7 月 22 日譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。

15 年ぐらい前まで耕作してもらっていたが、自分は高齢で耕作することができず、その後は荒らしていたそうです。

議長（山下会長）

太陽光発電のお話があり、売却することにしたそうです。

7番の譲渡人とは電話にて意思確認をしました。

8月2日譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号6番及び番号7番について  
質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号6番及び番号7番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号6番及び番号7番は、  
許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号8番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地を維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は徳山西インターチェンジ入口から西約420メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第33号8番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で一筆1,543平方メートルを申請するものです。

7月21日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は2枚の田に分かれ耕作されてなく雑草が生えていました。

7月22日、譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。

自宅から遠くてトラクター、コンバイン、農機具等の運搬が大変なので昨年まで耕作していたが、今年は作付けしなかったそうです。

今回、太陽光発電のお話があり、売却することにしたそうです。

8月2日に譲受人とは電話にて意思確認をしました。調査項目に従い調査しましたが、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号8番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号9番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号9番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地を維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は夜市支所から北約410メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第33号9番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で1,475平方メートルを申請するものです。

7月21日事務局の方と現地確認をしました。現状は2枚の田に分かれ、背丈以上の雑草が生え、境界もわかりづらい状態でした。

7月22日譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。

15年前まで稲作をしていたが、イノシシ被害がひどく、耕作をあきらめたそうです。

今回、太陽光発電の話があり、売却することにしたそうです。

8月2日に譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが問題ないものと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号9番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号9番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号10番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号10番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

ネル設置面積 438.36 平方メートル、パネル枚数 160 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、平成 28 年に相続後、耕作をしない状況が続いていることから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山高等学校徳山北分校の西側に隣接し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

それでは、第 2 番の有馬委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

第 10 番について、調査報告します。

去る 7 月 23 日に農業委員会事務局職員、農地利用最適化推進委員と現地を確認するとともに、同月 29 日に譲渡人の自宅にて譲渡の意思確認をしました。

また 8 月 2 日に譲受人の代理人に電話にて確認をしました。

現地は雑草が繁茂している状況でした。周辺は北側が森林、西側が民家、東側は高校の敷地、南側は生活道をはさみ畑となっていました。

本件は譲受人が太陽光発電事業を実施するために、設置条件の良い土地を探していたところ、申請地が適地であることから取得するものです。

譲渡人は、数年前に体調を壊し、農作業が十分にできなくなったことや、後継者がいないことから、自己管理していくことが困難な状況であり、譲渡の商談を受け売買に同意したとのことでした。

二反近い面積を有し、日当たりも良い所だったので残念ではありますが、有効活用していただければ幸いですとのことでした。

なお、申請地に近い二軒の方に設置についての説明の有無について確認したところ、説明があったとの回答がありました。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われま。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第33号、番号10番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号10番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号10番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

議案第34号について、ご説明いたします。

第28区の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和4年6月14日から7月14日までの1か月間公募を行いましたところ、応

議長（山下会長）

中山事務局長

募者1名の候補者がございましたので、7月22日に周南市農地利用最適化推進員評価委員会を開催し、候補者の評価を行い決定いたしました。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっておりますことから、本議案において、お諮りするものです。

氏名等は記載のとおりで、委嘱期間は、本日から令和5年7月23日までとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第34号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第34号は、承認することに決定しました。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第52号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページから11ページまでの報告第52号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。



議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページの報告第53号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第53号を終わります。

続きまして、報告第54号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページから14ページの報告第54号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第54号を終わります。

続きまして、報告第55号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページから19ページまでの報告第55号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、20件です。

番号1番から番号19番については、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用、番号20番については、同条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

20ページの報告第56号は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを事業年度終了後、3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているもので、今回は5件です。

添付書類も完備され、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、事務局長専決により書類を受理しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第56号を終わります。

続きまして、報告第57号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

21ページから22ページの報告第57号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第57号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第8回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時49分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年8月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 岩 田 実

委 員 藤 井 孝